

赤 議 号  
平成26年7月 7日

全国 B 型肝炎訴訟北海道原告団 様

赤井川村議会  
議長 岩井 英明

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める  
意見書の議決について

標記の件について、別紙のとおり議決されましたので写しを送付致します。

(議会事務局)

意見書案 第6号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の  
提出について

平成26年 6月19日 提出

提出者 赤井川村議会議員 山口 芳之

賛成者 赤井川村議会議員 川人 孝則

理由 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる治療が限定され、対象から外れる患者が多い。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、肝硬変を中心とする肝疾病も身体障害者福祉法上の障害者認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しく認定されない実態もあり、肝機能障害についての認定基準の緩和し患者の実態に応じた認定制度にする必要であることから意見書を提出する。

原案可決

平成26年6月19日

赤井川村議会 議長 岩井英明



## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支払いに関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支払いに関する特別措置法(以下「B型肝炎措置法」という。)」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の拡散アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外されている患者が相当数にのぼります。特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しております。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障がい認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認知基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、B型肝炎特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との付帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じておりません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、国においては、以下の事項を実現するよう強く要望いたします。

### 記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 6月19日

内閣総理大臣、  
総務大臣、厚生労働大臣  
衆議院議長、参議院議長

宛

北海道余市郡赤井川村議会  
議長 岩井 英明